

入札等監視委員会の議事概要の公表について

北九州市入札等監視委員会の平成28年度第4回定例会議を次のとおり開催したので、別添のとおりその議事概要を公表する。

記

開催日時 平成29年2月17日（金） 14：00～15：30

会 場 北九州市庁舎3階 特別会議室B

平成28年度 第4回 北九州市入札等監視委員会 議事概要

1 会議名

平成28年度 第4回 北九州市入札等監視委員会

2 開催日時・会場

開催日時 平成29年2月17日（金）14：00～15：30

会場 北九州市庁舎3階 特別会議室B

3 出席委員（五十音順）

今泉 恵子、上地 和久、菊池 裕子、中尾 美佐、松田 亨

4 議事

（1）平成28年度第3四半期の工事契約状況等の報告

ア 次の事項について報告した。

- ・工事契約件数及び契約金額について
- ・建設工事等有資格業者に係る指名停止及び資格取消について

イ 報告における質疑等

（問）同じ建設業法違反行為で指名停止期間に差があるが、その違いは何か。

（答）粗雑工事の場合は2ヶ月、逮捕された場合は4ヶ月等、その事情に応じてである。

（問）今回、指名停止案件が一番多いようだが。

（答）東日本高速道路㈱関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に関する案件に関する処分が6社あったことが大きい。

（問）同じ建設業法違反行為で逮捕された事例が2件あるが、一方はその後資格取消を受け、もう一方は取り消しにいたっていないが、その違いは何か。

（答）県に組織ぐるみの犯罪とみなされたかどうかの違いである。組織ぐるみの犯罪とみなされた方は県から建設業法の許可の取消を受け、その結果、本市も資格取消を行うこととなったが、県に組織ぐるみの犯罪とみなされなかった方は県からの監督処分がなく、本市も資格取消にはいたらなかったということである。

（2）平成28年度第3四半期の工事契約抽出案件の審議

ア 抽出方法について

審議する案件は、平成28年度第3四半期に契約をした工事の中から、中尾委員が10件（契約課契約分8件、東部整備事務所契約分2件）を抽出した。

イ 審議における質疑等

(問) 一般競争入札による電気通信工事で、予定価格が約2億7千万円超と高額であるにもかかわらず業者数が1社しかいなかった。

工事内容が特殊だったのか。

(答) 参加条件中「実績」において、「地域衛星通信ネットワークにより通信を行う『衛星地球局』、またはヘリコプターで撮影した画像を伝送する『ヘリコプターテレビ伝送システム』の自社製造」を条件としており、この条件に対応できるのは、大手の3社程度しかないと思われる。

結局1社入札で落札率が98パーセントと高くなった。

(問) 金額的には妥当なのか？

(答) 技術職員が予定価格を算出するが、算出では国の歩掛表を基にしている。予定価格は平均的な数値で出している。

(問) 今回、工事契約議案を取り消して入札をやり直したのがあるが、一連の詳しい経緯を伺いたい。

(答) 仮契約中の共同企業体の内、1社の社長が県に虚偽の貸借対照表を出したとして建設業法違反容疑で逮捕された新聞報道が出された。

そこで、議案を撤回したが、当該社長は容疑を否認しており、相手との対等な関係から、市側から一方的に仮契約解除を行うことができなかった。

数日後、双方の合意のもとに契約解除に至ったというのが経緯である。

なお、本件は仮契約締結の状況で、市工事請負契約約款の規定がそのまま適用しない。

また、今回は議会最終日に新聞記事ではじめて逮捕の事実を知ったが、もし記事が遅ければそのまま本契約を結んでいたと思われる。

(問) 今回、当該業者に対するペナルティはあるのか？

(答) あくまでお互いの合意の下での契約解除であり、辞退にはあたらない。

そして、当該業者に対する県からの監督処分もなかったため、本市としては4ヶ月の指名停止を行うに留まった。

(問) 区役所昇降路設置工事で、83社指名したにもかかわらず落札率が98.39%と非常に高いが、入札の詳しい内容を伺いたい。

(答) 指名業者のほとんどが辞退して、入札が2社だけであった。

これは、開庁したままに加え、市民が行き来する箇所を工事することと、予定価格もさほど高くないことから、業者に人気なかったためと考えられる。

(問) これだけ辞退が多いと納得せざるを得ないが、誰かに工事を受けてもらう必要があるのは事実である。

(答) 人気がない工事の場合、業者の辞退防止のため、工事のロットを増やすというやり方もある。

(問) 今回、指名競争入札による電気工事で落札率が100%のものが4件あり、珍しい状況である。入札の詳しい内容を伺いたい。

(答) 指名業者の半分以上が辞退し、応札業者も最低制限価格を下回ったものばかりで、結果、予定価格同額で応札した業者しか残らなかったためである。

前の質疑でも申し上げたが、予定価格は平均的な数値で出しており、予定価格で落としてもそれは適正な価格である。

(問) 指名競争入札による水路補修工事(土木工事)で、13社指名したにもかかわらず、落札率が100%である。入札の詳しい内容を伺いたい。

(答) 辞退は少なかったが、最低制限価格を下回る業者が多く、結果、予定価格同額で応札した業者しか残らなかったためである。

(問) ランダム係数は仕方ないが、業者側も積算そのものについて勉強してはどうかと思うが？

(答) 開札後に文書館で積算の内訳を開示するようにしている。この制度を利用して積算を勉強している業者がいることは把握している。

(意見) 予定価格は平均的ということだが、この結果を見るともったいないと思う。

もっと安くできる業者がいるのにそこが落札できない、その上(最低制限価格を下回った)応札額と予定価格との間には差があることから、市民の感覚からすると、もったいないと思わざるを得ない。

(問) 北九州芸術劇場関係の工事が3件あるが、当劇場は平成15年オープンで比較的新しい施設であり、はたしてこれらが必要な工事だったのか。

(答) メーカーの取替推奨用途はそれぞれ7年から15年程度で今回初めて交換することとなったもので、決して不要な工事ではない。

(問) 他の業者のものと比べ、応札額が1桁違うものが見られるが、これは何か。

(答) 明らかな入力間違いと思われる。明らかな桁間違いは無効であるという国の見解もある。

(問) 東部整備事務所分の造園工事で、予定価格工事がほぼ同一で指名業者数も同数なのに落札率で約25%の差があるが、この理由は何か。

(答) 一方は通常の公園整備工事であり、最低制限価格を設定したが、片方は遊具設置工事で既製品の購入が主だった。既製品なら品質に問題がないため最低制限価格を設定しなかった。このため落札率に差が出たものと考えられる。

(問) 既製品というが、何を入れるのか決まっているのか？もしくは条件に合うものを業者が選定できるのか。

(答) 仕様書で決めている範囲で業者が決める。「同等品以上」という扱いである。

(問) 既製品の会社がいくつかあり、それを落札業者が決めるということでしょうか。

(答) そのとおり。メーカーは指定していない。業者の判断で選択している。

(問) 会社の選択が鍵であるということか。

(答) 市が詳細な仕様書を提示すれば、納入される既製品の品質が保てる。したがって、この場合は最低制限価格を設定しなくてもよい。

反面、詳細な仕様書を提示できないなら、安かろう悪かろうの恐れはあるので、最低制限価格を設定する必要がある。

(問) ある程度の水準は保たれているということだが、反面、遊具による事故も多い。事故があると市が責任を負うことになる。品質が保てるか心配だ。

(答) 強度等は検査課が確認する。不備があればやり直させている。

(問) 以前の会議で、ランダム係数につき勉強しているということだったが、その後の経過は？

(答) まだ勉強している最中である。

(要望) 何か決まったら、報告をお願いします。

※ 次回の委員会は、平成29年5月19日（金）に開催することとなった。